

堀止緑地イベント等使用の手引き

令和6年4月1日

指定管理者名 公益財団法人名古屋港緑地保全協会

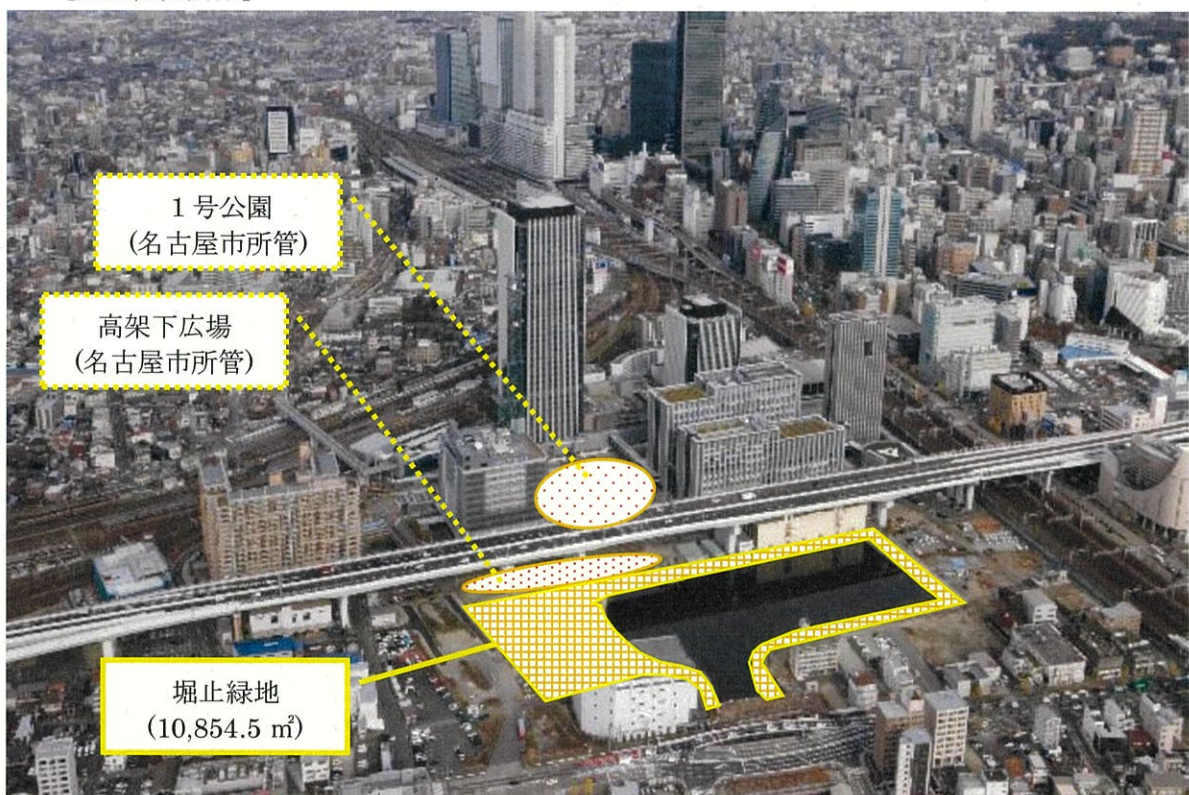
1 はじめに

堀止緑地（以下「緑地」という。）は、訪れた人々が港の雰囲気を楽しむことができる水辺空間として、名古屋駅南の「ささしまライブ24地区」と一体的な整備が進められています。

当該緑地は名古屋市が管理運営する1号公園及び名古屋都市高速道路の高架下広場（以下、「周辺公園など」という。）と異なり、港湾法に基づき定められる名古屋港管理組合臨港緑地条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）により管理される緑地です。

このため、当該緑地をイベントなどで利用する場合は、緑地の管理に関する業務を行う者（以下「指定管理者」という。）に対し、条例及び規則に定める「行為許可申請書」の提出が必要となります。

【周辺位置関係】



※写真は名古屋市ホームページより

2 行為許可により行えること

(1) 実施可能なイベントなど

行為許可を受けることにより緑地において実施可能となるイベントなどは下記の行為に限られます。

ア 業として写真又は映画を撮影すること。

イ 興行を行うこと。

ウ 展示会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

ただし、イベントなどの内容によっては行為許可ができない場合や、事前に周辺の事業者・住民の同意を求める場合があります。

(2) 緑地における禁止行為

緑地において下記の行為を行うことはできません。

ア 臨港緑地を損傷し、又は汚損すること。

イ 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。

ウ 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

エ 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

オ はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

カ 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。

キ 前アからカに掲げるもののほか、臨港緑地の管理上支障があると管理者が認める行為をすること。

(3) イベントなどの中で行える行為

行為許可を受けた場合はイベントなどの内容や規模に応じて上記(2)緑地における禁止行為のうち、エ、オ、カの行為が可能となる場合がありますので事前に相談してください。

なお、広告の掲出場所、内容については一定の制限がありますので、事前に相談してください。

3 行為許可ができない場合

(1) イベントなどの内容に関するもの

上記2(1)アからウに該当する場合であっても、専らの営利目的行為と判断されるイベントなどは開催できません。

例) 物販中心のもの

企業PR、サンプリングや商品PRが中心のもの

公共的なテーマの乏しい飲食を中心としたもの など

※イベントなどが周辺公園などと一体的に開催される場合で、堀止緑地を飲食・物

販スペースに利用する場合は、当該イベントなどの内容、申請主体などを総合的に判断し、当該事項に該当するか判断します。

また、それ以外にも、イベントなどの内容によっては許可ができない場合があります。行為許可の可否については、行為許可申請書に基づき審査いたします。

(2) その他

暴力団（名古屋港管理組合暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 1 号）第 1 条に定めるものをいう。以下同じ。）を利用することとなる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団を利用することとなる使用であることが判明したときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じます。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を名古屋港管理組合より愛知県警察本部に照会することがあります。

4 申込み手続き

(1) 受付開始日

ア 周辺公園などとの一体的利用の場合

イベントなどの開催の3か月前の初日（例えば、8月1日～8月31日の使用であれば、5月1日になります。※初日が土日祝日の場合はその翌平日）（以下「基準日」という。）に名古屋市が実施する抽選会にて当選した者を受付者としします。抽選後は、随時行為許可申請書の提出を受け付けます（受付期限は利用の14日前までです。）。

※抽選の詳細なルールは名古屋市にお問い合わせください（名古屋市連絡先は後述）。

イ 堀止緑地単独利用の場合

上記アに定める基準日の翌々日（土日祝は除きます。）より受付を開始します。受付開始後は随時行為許可申請書の提出を受け付けます（受付期限は利用の14日前までです。）。

なお、行為許可申請書（(3) 行為許可申請書に添付する必要資料も含みます。）を提出して頂いた時点での予約となります。電話での受付・予約はできません。

(2) 優先確保

下記条件アからウを満たしている場合は、通常の受付開始前に許可申請をして頂くことで、優先的に使用許可を得ることが可能です。緑地を使用したい年度の前年度の8月20日から受付を行います。

ア 主催が国、地方公共団体、公共的団体、報道機関であること

イ 主催が公共的団体、報道機関である場合、名古屋港管理組合又は名古屋市が後援していること

ウ その他、名古屋港管理組合が名古屋港のにぎわい振興に資すると認める場合

(3) 行為許可申請書に添付する必要資料

許可申請に当たり必要となる書類の例は、次のとおりですが、イベントなどの内容に応じて必要となる書類が異なりますので、早めに調整をしてください。

<必要資料>

- ① 行為許可申請書（規則様式第2号（第2条関係））
- ② 企画書（イベントなどの趣旨など）
- ③ 主催者連絡表
- ④ スケジュール表（設営から撤去完了まで。音を出す場合は、その時間も明記。）
- ⑤ 設営物の平面図、立面図、仕様書、固定方法など
- ⑥ 出展内容及び出展者名リスト（飲食、物販、PR）
- ⑦ 広告板、案内板仕様書
- ⑧ 運営マニュアル（警備、清掃、養生、非常時、災害時など）
- ⑨ 搬入搬出車両台数（最大総重量明記）
- ⑩ 車検証の写し（留め置き車両がある場合）
- ⑪ 営業許可証の写し（飲食店が出店する場合）
- ⑫ 消防催物届の写し（火気を使用する場合、雑踏が予想される場合） など

※添付書類はすべて2部ずつ提出してください。

※警備員の配置、歩行者通路、車路の養生、設置物の養生、油の養生などはすべて図面に明記してください。

※申請内容（イベントなどの内容）の変更や資料の追加・修正が必要となる場合があります。余裕をもって事前に相談したうえで申請をしてください。

(4) 使用料金など

使用料の設定はありませんが、任意で名古屋港環境振興基金への寄附をお願いしております。寄附の手続きなどに関しては名古屋港管理組合（港営部港営課（関連事業室）電話：052-654-7979）までお問い合わせください。

5 イベントなどの利用にあたっての主な注意事項

① 設置物の管理

緑地に設置物を置いている間は、無人にならないようにしてください。必要に応じて夜間警備も行っています。

② 一般利用の安全確保

ア 設営中も緑地は封鎖できません。歩行者が安全に通行できるようコーンバーなどで歩行者通路を確保してください。

イ 設置物を配置する際は、原則として幅3m以上の通路を確保してください。

③ 車両の乗入れ

ア 緑地の中への乗入許可は必要最低限とさせていただきます（搬入出車両（イベント中の留め置きは不可）、キッチンカー、警備車両（夜間）などに限る）。送迎車や街宣車の乗入れはできません。

イ 総重量が8トンを超える車両が緑地の中に侵入する場合は、緑地の施設を傷めないための十分な養生が必要となります。また、場所によっては総重量8トンを超える車両は進入できないエリアがありますのでご確認ください。なお、芝生部分については、養生をした場合であっても車両の進入を禁止いたします。

※車両の乗り入れについて、緑地への乗り入れには、名古屋市が管理する周辺公園などのうち、高架下広場を通過する必要があるため、通過に際しては名古屋市の了解が必要となります。

④ 緑地の施設の保全

緑地の施設を汚損するおそれのある行為は、禁止されています。設営を行う前に緑地の汚損状況を確認し、汚損を発見した場合は速やかに報告してください。

使用に当たっては、養生など汚損防止対策を実施していただき、設営業者、来園者、出展者などが緑地の施設を汚損しないように注意してください。また、撤去時に清掃を実施していただき、ごみ、汚れを残さないようにしてください。

撤去完了後に立会いを行い、使用前になかった汚損などが見つかった場合は、復旧をしていただきます。

⑤ 音の発生する行為

近隣に迷惑となるような大きな音を出すイベントなどはできません。また、コンサートの開催など、音を出すことができる時間は原則土日祝日の12時から18時までです。

⑥ 使用承認対象時間

使用承認の対象時間は原則6時から21時までです。設営撤去を含めこの時間におさまるようにスケジュールを作成してください。

⑦ イベント参加者以外の緑地の利用

イベント開催中は、原則どなたでも会場に入れるようにしてください（入場料を徴する興行を行う場合は除きます。）。来場者に対し飲食物の持込みを禁止することはできません。

⑧ 緑地の施設の効能の確保

設置物が緑地の施設の効能を妨げないようにしてください。

⑨ テント設営時の風対策について

緑地内では、場所によっては強い風が吹く恐れがありますので、テントの設営の際は十分なウェイトで固定するなどの安全対策を実施してください。

⑩ キッチンカーについて

設置場所、設置方法の調整及び関係法令の遵守を前提に設置できることとします。

⑪ 緑地内電源について

緑地内に電気設備はありません。

⑫ 緑地内給排水設備について

緑地内には給排水設備はありません。

⑬ 火気の使用について

関係法令を遵守し、安全管理上問題ない状況で使用してください。必要に応じ火気の処理体制及び緊急時の体制について、消防などの関係機関と協議してください。なお、芝生部分において火気は一切使用することができません。

⑭ イベントなどの広告について

ウェブサイトやチラシを作成する際には、上記注意事項を十分ご確認くださいませようをお願いいたします。作成前には詳細な打合せを行うことをお勧めいたします。

上記以外にも、イベントなどの内容によっては緑地を使用するうえでの制約が課せられる場合がございます。それらがイベントなどの開催、広報に影響することがございますので、早めに調整いただきますようお願いいたします。

6 周辺公園などとの一体的な利用について

1号公園及び名古屋都市高速道路の高架下広場をイベントなどに利用するためには、名古屋市の許可が必要になります。名古屋市が定める取扱要綱に従って手続きを行ってください。（問い合わせ先：名古屋市住宅都市局ささしまライブ24総合整備事務所 052-453-0171）

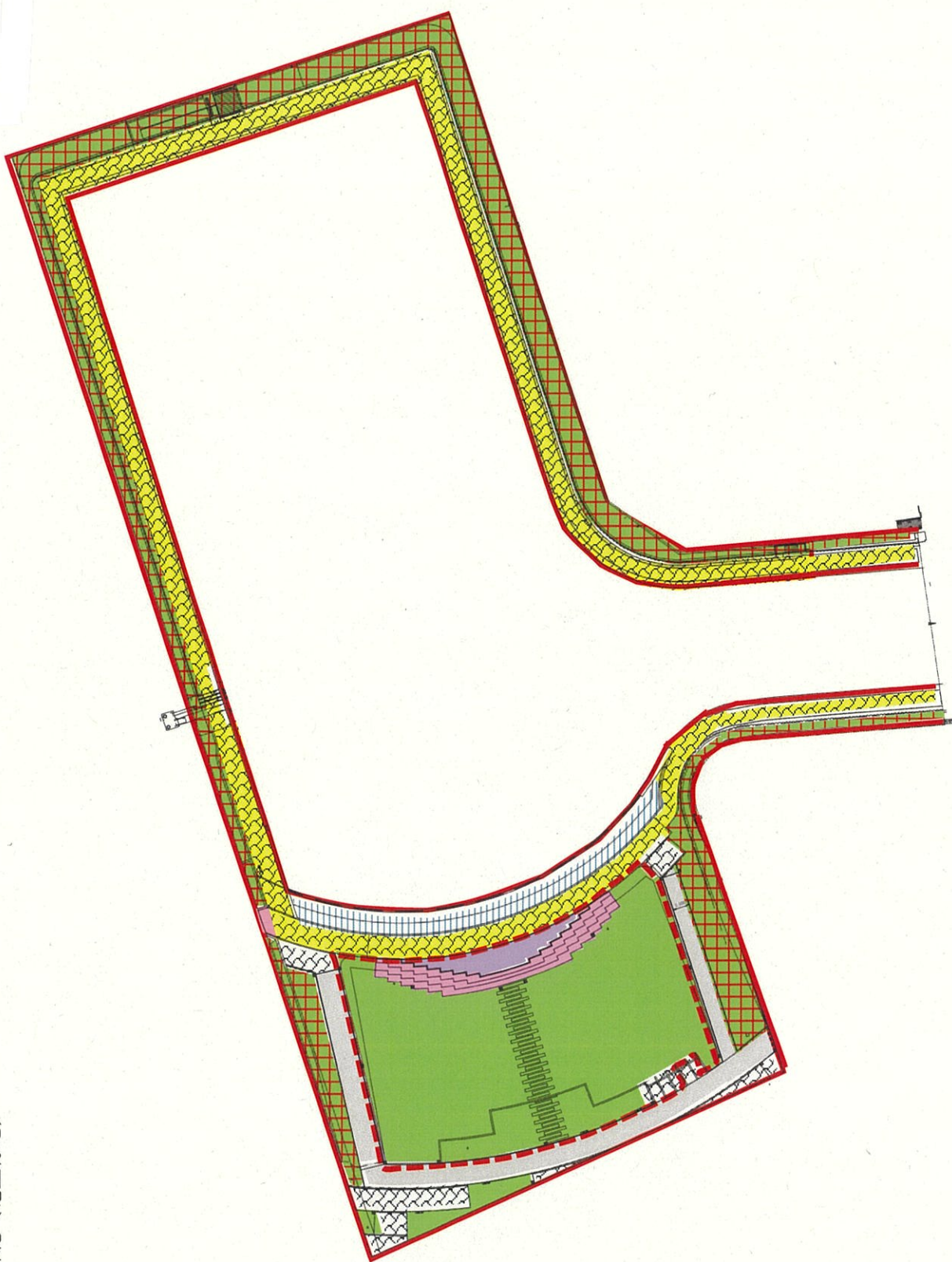
7 堀止緑地イベントなど使用にかかる連絡先

指定管理者：公益財団法人名古屋港緑地保全協会

TEL：052-659-0861

FAX：052-659-0628

別添図面詳細（堀止緑地）



-  …芝エリア
 テント設置可（ただし、芝を損傷する行為（杭打ち等）は不可。ウェートは芝を損傷しない限り可）
 火気の使用不可。車両進入不可。

-  …芝エリア
 テント設置不可。火気の使用不可。車両進入不可。

-  …ステージ等設置可能想定エリア
 ステージ、テント、キッチンカー等設置可

-  …車両停車及び進入制限エリア
 車両等の重量物を留め置くことはできません。また、総重量8トンを超える車両は進入できません。

-  …占用（一般の緑地利用者を完全に排除しての独占利用）可能エリア

-  …掘止緑地の範囲

-  …通路（原則として幅3m以上の通路を確保すれば設置物を配置可）

-  …階段

-  …石積

【注意事項】

- ・ 上述の各種設営物等の設置可能エリアとは、緑地の様態より設置が可能なエリアを示したもので、イベントなどの開催における各種設営物等の配置の安全を保障するものではありません。よって実際に配置計画を立てる際は、主催者が消防等関係機関と協議をした上で、関係法令等遵守し、安全管理上問題ない状況であることを確認したうえで実施することとなります。
- ・ 通路上に設営物等を置く際は、救急車等緊急車両進入動線を確保するようにしてください。